

# 住宅リフォーム補助

住環境の整備の推進や地域経済の活性化のため、住宅のリフォーム工事をする人に、その費用の一部を補助します。予算には限りがありますので、早めに申し込んでください（先着順）。詳しくは、市ホームページをご覧ください。事前にお問い合わせください。

は、400万円に子ども1人につき50万円を加算した金額以下であること  
 ▽同住宅に居住する人全員が、納期の到来した市税などを完納していること  
 ▽公共補償やほかの補助制度と重複していないこと

【対象住宅】  
 ▽建築後10年以上経過した住宅  
 ▽所有者がリフォームすることを承諾している住宅  
 ※集合住宅では申請者の居住用に使う専有部分、併用住宅では居住部分のみ対象になります。

【対象工事】 市内建築業者などが主な施工業者であり、補助対象経費が50万円以上の工事  
 【補助率】 補助対象経費の10%（上限20万円）  
 ※対象となる子育て世帯については、補助対象経費の15%（上限30万円）

【申込方法】 4月2日(月)以降に補助金交付申請書類を提出してください。  
 ※申請書類は工事着手前に、工事完了の報告書類は平成31年3月29日(金)までに提出してください。また、6月中旬までに申し込む場合は、平成30年度の所得証明書の発行ができません。源泉徴収票などを提出し、工事完了実績報告書を提出するときに、所得証明書を添付してください。

【対象者】 次のいずれにも該当する人  
 ▽市内に住み、持ち家住宅（市内にある親または子の住宅を含む）かつ自ら居住する住宅（以下、「同住宅」とする）のリフォーム工事などをする人  
 ▽同住宅に居住する人全員が平成29年中の所得総額が400万円以下であること。ただし、平成31年3月31日において18歳以下の子どもの親が属する子育て世帯について

【対象工事】 市内建築業者などが主な施工業者であり、補助対象経費が50万円以上の工事  
 【補助率】 補助対象経費の10%（上限20万円）  
 ※対象となる子育て世帯については、補助対象経費

【問合先】 建築住宅課 ☎内線2615  
 【融資あっせん制度】 市は公共下水道に接続する工事に、指定金融機関での融資（一般住宅の場合は最高50万円まで、アパート、マンション、テナントビルなどは最高200万円まで）をあっせんし、利子分を助成します。

【受益者負担金制度】 受益者が、建設費の一部を負担する制度です。  
 【受益者ごは】 公共下水道を供用開始した区域の土地所有者です。地上権などが設定されている土地は、基本的にその権利者が受益者になります。

【追加区域】 伊吹町東通1区、伊吹町東通4区、野川3・4区、坂下津、丸穂町1丁目の各一部  
 【問合先】 都市整備課管理係 ☎内線2604・2638

# 春の全国交通安全運動 4月6日(金)～15日(日)

## ■春の全国交通安全運動

期間中、交通安全の考えを広く周知することにより、私たち自身が交通ルールを守り正しい交通マナーを習慣付け、より良い道路交通環境に向けて取りくむことにより、交通事故を防止することを目的として実施されます。

▽飲酒運転の根絶  
 ▽「シェア・ザ・ロード」の精神の普及促進と自転車乗用ヘルメットの着用促進（県重点）

▽飲酒運転、2人乗り、並進の禁止  
 ▽夜間はライトを点灯  
 ▽交差点での信号遵守と一時停止・安全確認  
 ◎子どもはヘルメットを着用

また、4月10日(火)は、全国一斉の「交通事故死ゼロを目指す日」です。  
 交通安全に注意して、1人ひとりが事故のないまちづくりに取り組みましょう。

## ■運動の重点

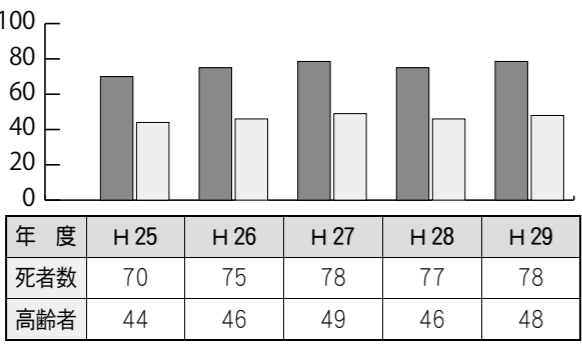
▽子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止  
 ▽自転車の安全利用の推進（自転車安全利用五則の周知徹底）  
 ▽すべての座席のシートベルトとチャイルドシート



## 【自転車安全利用五則】

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る

## 【問合先】 企画情報課 ☎内線2237



# 公共下水道への接続を



スライスイくん

下水道が使用できるようになってから6カ月以内に、家庭の台所、トイレなどから出る汚水を公共下水道に流すための排水設備を設置しなければなりません。また、汲み取り便所は3年以内に水洗便所に改造しなくてはなりません。

【負担金額】 負担金の額は、土地の面積1㎡に対して800円です。総額を年3回、5年の計15回に分けて納めることができます。

※浄化槽を利用した水洗便所は、浄化槽を廃止して公共下水道に接続します。

【負担金額】 負担金の額は、対象となる区域の皆さんには、4月上旬に説明会の案内を送付します。すでに供用開始されている区域など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【融資あっせん制度】 市は公共下水道に接続する工事に、指定金融機関での融資（一般住宅の場合は最高50万円まで、アパート、マンション、テナントビルなどは最高200万円まで）をあっせんし、利子分を助成します。

【追加区域】 伊吹町東通1区、伊吹町東通4区、野川3・4区、坂下津、丸穂町1丁目の各一部

【受益者負担金制度】 受益者が、建設費の一部を負担する制度です。

【問合先】 都市整備課管理係 ☎内線2604・2638

# 世界自閉症啓発デー

国際連合では、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定めています。日本でも4月2日～8日までを「発達障がい啓発週間」とし、自閉症をはじめとする発達障がいについて、広く啓発活動に取り組んでいます。

ている言葉を使うことや、写真や絵などを添えて説明する、抽象的な表現をさけて短い表現で話すことなどで理解しやすくなります。

## ■自閉症を知っていますか

自閉症は常に自分の殻に閉じこもっている状態と考えられたり、親の育て方が原因だと思われたりすることがありますが、これは正しくありません。

自閉症をはじめとする発達障がいについて理解することは、発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。皆さんのご理解とご支援をお願いします。

【問合先】 福祉課障害福祉係 ☎49-7016

自閉症の人は、脳の発達の仕方の違いから、ほかの人の気持ちや感情を理解することや、言葉を適切に使うこと、新しいことを学習することなどが苦手です。そのため、真面目に取り組んでいても誤解されることがあります。しかし、その人が理解し

